

## 3.2 事前調査に必要な資格

関係規程：法第18条の15第1項 / 法施行規則第16条の5 / 令和2年環境省告示第76号 / 施行通知 / 令和5年環境省告示第47号 / 国マニュアル「2.2.5.(3)」、「4.3.4」

解体・改修工事を行う際のアスベスト事前調査は、以下の区分に応じ、環境大臣が定めた資格者に行わせる必要があります。

工事対象	環境大臣が定めた資格者 (令和2年環境省告示第76号、令和5年環境省告示第47号、令和2年11月30日付施行通知、令和5年6月23日付施行通知)
建築物	①建築物石綿含有建材調査者講習を修了した者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定建築物石綿含有建材調査者</li> <li>・ 一般建築物石綿含有建材調査者</li> <li>・ 一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建て住宅、共同住宅の住戸の内部のみ可能）</li> </ul> ②令和5年9月までに一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者
工作物	③工作物石綿事前調査者講習を修了した者等※ <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工作物石綿事前調査者</li> </ul> ※ 工作物の種類（特定工作物等）によって必要な資格要件が異なります。必ず次ページのイメージ図を確認してください。

### ⚠️ 【重要】

事前調査に必要な資格は、工事対象によって細かく定められています。特に工作物については、環境大臣が石綿使用のおそれが多いとして定める「特定工作物」に該当するかどうかで、必要な資格が変わります。詳細は、次ページの「【参考】事前調査・結果報告の要否、調査者に関するイメージ図」を参照し、適切な資格者による調査を実施してください。

### ● 建築物石綿含有建材調査者講習及び工作物石綿事前調査者講習

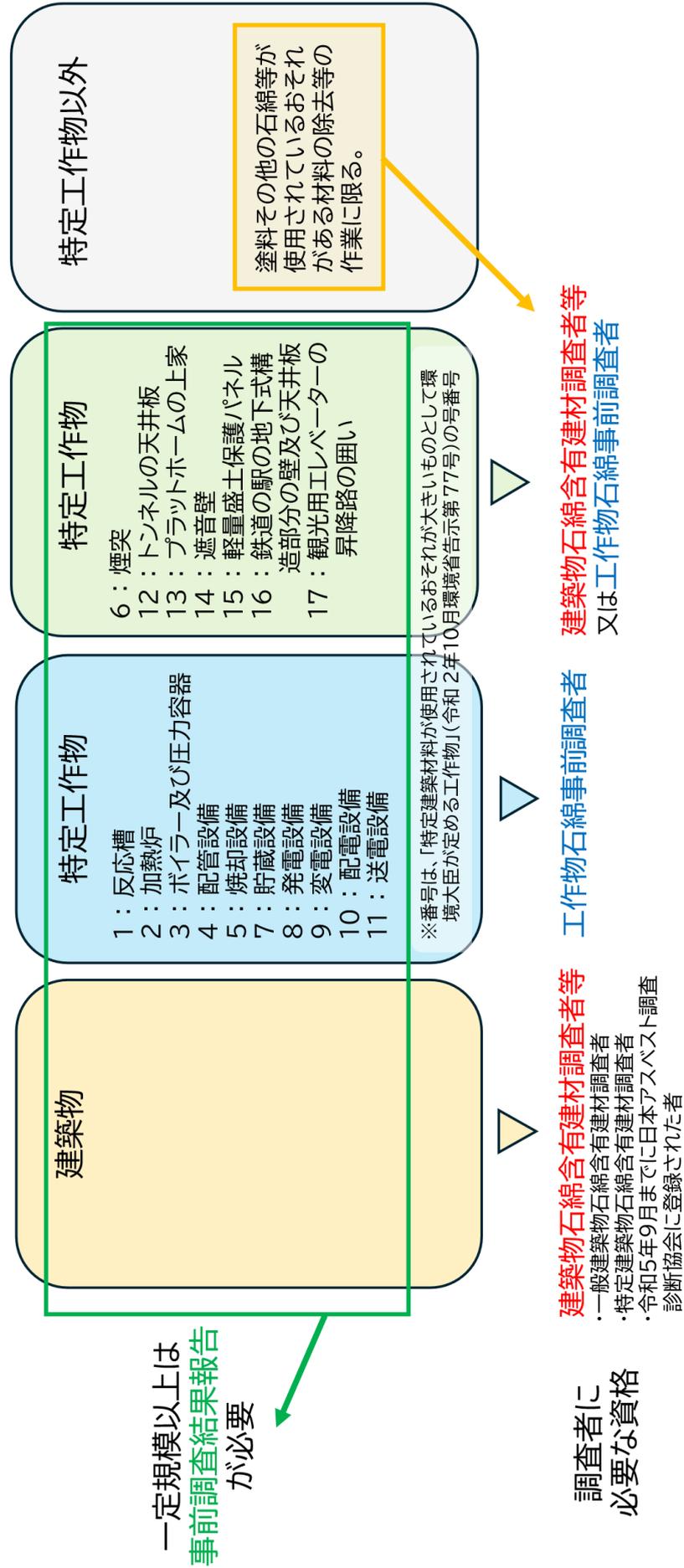
調査者講習を受講したい場合は、以下のホームページに掲載されている講習機関へ直接問い合わせください。



建築物石綿含有建材調査者講習及び工作物石綿事前調査者講習（厚生労働省）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudou\\_kijun/sekimen/other/pamph/index\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudou_kijun/sekimen/other/pamph/index_00002.html)

【参考】事前調査・結果報告の要否、調査者に関するイメージ図

事前調査はすべてにおいて必要



### 🔍 すべてのボイラーが「特定工作物」に該当するのか？

「特定工作物」として扱われるのは、以下の法令で定められた規模等の要件を満たす設備に限られます。これらに該当しない設備等は、その種類や設置状況により「建築設備（建築物の一部）」または「その他の工作物」として扱われます。

以下の例以外にも、細かく定められていますので、詳しくは工作物事前調査者テキストをご確認ください。

特定工作物	定義
ボイラー・圧力容器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労働安全衛生法施行令第1条第3号で規定するボイラー</li> <li>・ 同条第4号で規定する小型ボイラー</li> <li>・ 同条第5号で規定する第一種圧力容器</li> <li>・ 同条第6号で規定する小型圧力容器</li> <li>・ 同条第7号で規定する第二種圧力容器</li> <li>・ 同施行令第13条第3項第25号で規定する簡易ボイラー</li> <li>・ 同条第26号・第27号で規定する容器に該当するもの</li> </ul>
発電・変電・配電・送電設備	<p>電気事業法第38条第2項で規定する事業用電気工作物に該当するもの。</p> <p>なお、電気事業法第38条第1項で規定する一般用電気工作物は、特定工作物に該当せず、一般用電気工作物のうち、建築物に設ける電気の供給の設備に当たる建築設備は建築物に該当し、それ以外の物は、特定工作物以外の工作物に該当する。</p>
貯蔵設備	<p>消防法第2条で規定する危険物、高圧ガス保安法第2条で規定する高圧ガス又は高圧ガス保安法第3条で規定する高圧ガス保安法の適用外となっている高圧ガスを貯蔵するものが含まれ、穀物を貯蔵するための設備は除かれる。</p>
工作物事前調査者テキスト	<p>石綿総合情報ポータルサイト（厚生労働省）  <a href="https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/material/">https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/material/</a></p> 

## よくある質問 (Q&amp;A)

## 【Q1】

建築物においては令和5年10月1日から、工作物においては令和8年1月1日から、有資格者による調査が義務化されています。これらの制度施行前に石綿含有建材かどうかの事前調査が行われていた場合でも、制度施行後に工事に着手する際には、改めて環境大臣が定めた資格者による事前調査を行う必要がありますか。

## 【A1】

原則、そのとおりです。建築物については令和5年10月1日以降、工作物においては令和8年1月1日以降に開始する解体・改修工事については、過去に事前調査が行われていたとしても、当該調査を資格者が実施していない場合は、改正後の大気汚染防止法に基づく事前調査に相当する調査とはいえ、資格者に改めて事前調査を行わせる必要があります。ただし、資格者が義務付け前に事前調査を行った場合については、必ずしも改めての事前調査を行う必要はありません。

なお、資格者以外のものが過去に行った事前調査結果を、改めて事前調査を行う際に1つの参考資料として活用することは可能です。

## 【Q2】

資格者による事前調査は元請業者が別会社に委託することは可能か。

また、事前調査結果の記録、説明、報告は資格者により行う必要があるか。

## 【A2】

事前調査の責任は元請業者（又は自主施工者）にあるため、元請業者等の責任において、事前調査を別会社に委託して行うことは問題ありません。

事前調査は資格者が行う必要がありますが、記録、説明、報告は資格者でなくても構いません。

## 【Q3】

事前調査を元請業者の責任において外部委託したいが、業者をどのように選定したらよいか。

## 【A3】

建築物石綿含有建材調査者や、アスベスト調査診断協会に登録された有資格者による事前調査を委託したい場合は、以下にお問い合わせください。

石綿総合情報ポータルに掲載されている  
認定機関  
<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/course/>



一般社団法人日本アスベスト調査診断協会  
<https://www.nada20090620.com/member/>



認定機関等によっては、資格者情報をホームページに掲載している機関もございますので、併せてご確認ください。